

第3回 岐阜県航空機・同附属品製造業
最低賃金専門部会議事録

令和5年10月10日(火) 13:30～

岐阜合同庁舎 5階共用第1会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第3回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、公益側代表の寺本委員、使用者側代表の宮尾委員が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、青木部会長よろしく申し上げます。</p>
青木部会長	<p>ただ今から、第3回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題1「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」です。</p>
青木部会長	<p>まず、他局の結審の状況について事務局から報告してください。</p>
安藤室長補佐	<p>「航空機・同附属品製造業」の特定最低賃金は全国で岐阜県だけあります。「航空機・同附属品製造業」が含まれる「輸送用機械器具製造業」の答申状況を御報告いたします。</p> <p>本日までに答申がなされたところは2つの県でございます。</p>

	<p>まず、埼玉県、改定前 1,013 円、改定後 1,055 円、引上げ額 42 円、10 月 3 日結審です。</p> <p>次に、兵庫県、改定前 1,034 円、改定後 1,075 円、引上げ額 41 円、10 月 3 日結審です。</p> <p>なお、愛知県につきましては、まだ結審しておりません。</p> <p>以上となります。</p>
<p>青木部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>まず、前回の議論を整理してみますと、労働者側は、新型コロナの影響で業績は悪化しましたが、需要回復の兆しがあり、2024 年にはコロナ前の水準に戻ると言われている。</p> <p>また、コロナ禍において業績が低迷したことによって、労働者が減っているため、この先好況となった時に人手不足が予想される。</p> <p>その上で岐阜県の航空機最低賃金は、愛知県の地域別最低賃金を下回っており、愛知県との賃金格差が生じていることが、労働力流出の原因の一つとなっている。このことから、特定最低賃金を引上げることによって航空機産業の魅力を高め優秀な人材の確保、そして定着を図ることで産業の発展に繋がるとの意見でした。</p> <p>金額については、現在の航空機最低賃金 991 円に対し、昨年 10 月から今年 6 月までの物価上昇率 4.3% を掛け合わせた 43 円、これに昨年の岐阜県最低賃金の引上げ額 30 円と航空機最低賃金の引上げ額 20 円の差額である 10 円を足して、53 円（5.34%）引上げ、1,044 円を提示されました。</p> <p>一方、使用者側は、労側の主張はもっともであるということ。セーフティーネットの観点で賃上げを議論することは大事であるが、現在の航空機最低賃金 991 円は他の業種より高い水準であることを踏まえた議論が重要である。</p>

	<p>愛知県の輸送用機器最低賃金 997 円との比較で言えば、岐阜の航空機最低賃金はほぼ同水準になっており、岐阜の航空機だけ頑張る必要はないのではないか。</p> <p>非常に人が採りにくい中、この地域は愛知県の大手自動車会社を初めとした自動車産業に人が流れる傾向があり、採用に苦戦している状況を考えると、小規模事業場の立場もあって、それなりに最低賃金を上げて、世の中にアピールする必要がある。</p> <p>しかし、航空機産業は将来的に明るい傾向にあるものの、上げすぎて将来経営を圧迫することになっては困る。バランスを見ながら引上げ額の議論をしていきたいとの意見でした。</p> <p>提示金額については、9 円 (0.9%) 引上げ、1,000 円を提示されました。</p> <p>労使の主張には大きな隔たりがありますので、これから個別協議に入ります。その前にあらためてこの場で発言しておきたいことがありましたら、お伺いします。</p> <p>まず、労働者側からいかがでしょうか。</p>
村上委員	<p>そうですね個別でまたいろいろお話をさせてもらえればとは思っていますが、前回の提示いただいた 1,000 円、プラス 9 円というところも根拠が定かではないというところもございますので、その点も含めて確認させていただいた上で、しっかりと協議させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
青木部会長	<p>使用者側はいかがでしょう。</p> <p>1,000 円の根拠について、これから個別協議に入る前に御説明いただけたらありがたいです。</p>
川本委員	<p>まず意見からでよろしいですか。</p> <p>使側といたしまして意見を述べさせていただきますが、特定最賃そのものは、地賃よりも 1 円でも高い水準で労使に共通点を見出すというものであります。現在の航空機の特定最賃 991 円、これは県内特賃の中でも最も</p>

高く、地賃の950円を大きく上回っている水準でありますために、法的な要件はすでに満たしているというふうに言えると思っております。

地賃におきまして、地域の生計費のセーフティネットとしての適正額、これは950円ということで決定済であります。これをすでに上回る航空機の特賃では、産業の業況、特に業界内で企業存続をかけて踏み止まっているような体力が弱い企業の支払能力を重視した議論が必要ではないかというふうに思っています。その意味で春闘の賃金交渉とは全く意味が違うというふうに考えています。

労働者側の方から二点指摘がございました。

一つが物価上昇率を航空機の特賃にも反映するべきだと。

もう一点が、人材確保のためには特賃アップが必要だとの指摘をいただいております。

地賃の審議の中で昨今の消費者物価上昇率を最も重視した判断材料として950円、プラス40円と決定しております。

航空機特賃は、それを大きく現状では上回っておりますので、さらに消費者物価指数の上昇率を加えるというのは、屋上屋を重ねる考え方でありまして到底容認をすることはできないと考えております。

二つ目につきまして人材確保の点ですが、前回加藤委員からも申し上げましたが、人材採用の決め手となるのは、やはり基本給、或いは休暇日数などの企業単位の魅力というものでありまして、特定最賃の多寡が影響するものではないということでございます。

それから、特に重要なんですが、私共の航空機関係の部品供給組合でございますが、売上高の回復の兆しはあるというものの、御指摘の通りピーク時の未だ35%減という落ち込んだ状態でございます。

それと 23 年度の第 1 四半期の収益については、22 社中半数以上が実質赤字の状況になっております。運転資金の借入金依存度も、半数が 50%を超えております。

この下請の小規模事業者は更に厳しい状況にありまして、地賃を大幅に引上げることによって廃業ということに追い込まれてしまえば従業員が路頭に迷う引き金になるということもございますので、特定賃金は地賃を上回っている業種であれば、支払能力の観点から業績が良いときは上げて、悪いときは自重するというのが当然のことではないかというふうに考えております。

恐縮ですが、自動車と航空機の業績を比較させていただきます。愛知県の手自動車会社は、23 年度の第 1 クォーターは、売上 10 兆 5,000 億、過去最高でございます。営業利益は 1 兆 1,000 億円、これも過去最高であります。

一方失礼ですが、岐阜県の手航空機会社は、第 1 クォーターの決算を拝見しますと、売上高 800 億円、これを 19 年度比で見ると、まだ 35%減です。営業利益は 46 億円の赤字でございます。愛知県の手自動車会社が過去最高の収益を上げる一方で、やはり愛知県の状況にもよりますが、まだ結審されていないということではございますが、多分今週中にも、プラス 31 円位で結審ということで聞いております。それと比べますと構造的な不況というふうに言うてしまうかどうかの議論はありますけれども、航空機はやはり自動車と比べると現在、やはり構造的な不況の中にまだあるというふうには言えるわけですし、愛知県と比較して航空機全体として見ても航空機は輸送機の中の一部ではありますが、現状やはりまだ悪いということをし、きちっと認識した上での議論が必要でないかというふうに考えております。

先程、青木部会長から 1,000 円の根拠はということで御質問がございましたが、以上のことも踏まえまして前

	<p>回プラス9円と言うことで申し上げた訳でございます。プラス9円がどういう根拠かというのは正直ございませんが、当初1,000円を目標とする政府の目標もございましたので、それにあわせたということがひとつの根拠ということでございます。</p>
青木部会長	<p>双方の皆様ありがとうございました。</p> <p>本日は最終日となります。先日申し上げました何卒全会一致で結審できますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>これより個別にお話を伺いたいと思います。</p> <p>まずは、公労の二者協議から始めたいと思います。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
青木部会長	<p>大変長時間にわたってお疲れ様でございます。</p> <p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>労使双方から個別に御意見をお伺いしましたので、その内容について御報告いたします。</p> <p>結果的に双方から御意見をいただいて、いろいろな相違点がありました。前回もそうだったんですが、産業別賃金の意味、或いは現在の業績の判断について、いわゆる見解の違いがあるということが分かりました。金額提示については、労側から最終的にプラス41円の提示、これに対して使側からはプラス28円の提示がありました。双方の調整、合意を目指しましたが、やはり開きが大きいという結果でした。</p> <p>それぞれの主張に対して、御意見、御質問等がありましたらお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側は何かございましたら、いかがでしょうか。</p>
労側委員	<p>特にありません。</p>

青木部会長	使用者側はいかがでしょうか。
川本委員	双方の提示額についての意見でよろしいでしょうか。
青木部会長	全体の特賃審議に関したことで結構です。
川本委員	<p>使側として、後から議論があると思いますが、双方の違いの議論はあったものの、やはり支払能力の観点からすると、我々としても、業績を踏まえて限界値を出ささせていただいて最大限できるところは提示させていただいたというふうに考えております。</p> <p>決着点については、プラス 40 円ということで、後から御報告はあるとは思いますが、我々使用者側からするとやり過ぎだと、上げ過ぎだと思っています。これは歩み寄りというよりもイニシアティブを双方が取るという意味では、経営サイドの業績なども踏まえた冷静な議論が必要だったのではないかというふうに思っています。これを踏まえまして来年度の改正決定については、是非も含めて十分検討させていただきたいと思っております。</p>
加藤委員	<p>航空機が特定最賃に選ばれているのは、愛知県の航空機メーカーが話題になったときに、岐阜県の航空機は、これから栄えていくからこのようにした方がいいんじゃないかということで特定最賃に選ばれましたが、今はそれも無くなってしまって、航空機産業のこれからの魅力が伸びていくかの予想も、今主力であるアメリカの航空機メーカーも元気がないような状況では伸びていくということがあまり考えられないので、是非、航空機の特定最賃から一般の輸送用機器の特定最賃へ編入していただきたいと思っております。</p>
青木部会長	労働者側何かございますか。

<p>村上委員</p>	<p>いろいろ御意見ありがとうございました。別に我々反論する点も確かにそれはあると思いますし、それは使側は使側としての主張であろうと思っておりますし、労側は労側として主張させていただいたつもりです。なのでやり過ぎたとは私たちは思っていませんし、私たちがなりの判断で金額を提示させていただいたと思っております。</p> <p>それから特定最賃の今後の在り方についてはここでどうこう言う場ではないので、ここでのあえての議論をするつもりはありませんが、一方で航空機のこれからについて少しだけ述べさせていただきますと、防衛産業、防衛関係も含めて民事のほうも伸びてきておりますし、アメリカの航空機メーカーも確かに多少防衛関連に比べると少し遅れているところではありますが、確実に受注も入っておりまして、確実に戻ってくる状態だと見ております。なので是非、労使で航空機産業を盛り上げるという意味も含めて今後も議論させていただければと思っておりますので、前向きな議論を是非これからもお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>青木部会長</p>	<p>双方、ありがとうございました。</p> <p>今、お気づきいただいた意見というかスタンスの違いが大きく金額についても、やはり先程申しましたように開きが12円ありましたので公益委員としては本意ではございませんが、現行の岐阜県航空機・同付属品製造業最低賃金991円を40円引上げ、時間額1,031円とする改正案を提案させていただきます。</p> <p>本当は当初から申し上げているように全会一致を目指しましたがけれど採決せざるを得ない状況となりました。</p> <p>それでは、「岐阜県航空機・同付属品製造業最低賃金」について、時間額991円を40円引上げ、1,031円とする公益委員案について、採決を行います。</p>

	公益委員案に賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	(賛成：4名挙手)
青木部会長	公益委員案に反対の方は挙手をお願いします。
各委員	(反対：2名挙手)
青木部会長	採決の結果、部会長である私を除き、 賛成4名、反対2名
青木部会長	賛成多数により、公益委員案を当専門部会の結論として審議会に報告することといたします。 事務局で報告書案の作成をお願いします。
事務局	(報告書案を配布)
青木部会長	事務局で報告書案を読み上げて下さい。
安藤室長補佐	(報告書案を朗読)
青木部会長	今読み上げていただいた報告書案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
青木部会長	では、この報告書案を審議会に報告し、審議に委ねることといたします。 次に、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。

平野室長	議題としては特にありません。
青木部会長	ありがとうございました。 本日はこれもちまして閉会とします。 長時間お疲れ様でした。